

豪日イノベーション基金

研究助成金 2024－25

プログラム・ガイドライン

## 目次

豪日イノベーション基金のミッションと成果 .....	3
AJIF プロジェクトの特徴.....	3
2024-25 年度の優先課題分野.....	4
資格.....	7
日豪パートナーの必要性.....	7
産業パートナーシップの要件 .....	8
助成金が適用される用途.....	8
固定費.....	9
助成金が適用されない用途.....	9
選定基準.....	9
助成額および条件.....	10
助成金授与の条件.....	10
選定プロセス.....	10
申請方法.....	11

## 豪日イノベーション基金のミッションと成果

豪日イノベーション基金（AJIF）は、オーストラリアと日本の間における革新的な二国間協力を促進することを目的としています。当基金のミッションは、科学技術やイノベーションの分野における日豪共同研究の認知度を強化し、これを通じて両国の関係をさらに発展させ、変革に貢献する人々を支援することです。

AJIF は、産官学連携のパートナーシップを通じて、オーストラリアと日本の研究および科学技術協力を強化し、二国間関係を新たな形で進展させていくことを目指します。

我々の目標を達成するため、AJIF は資金とネットワークを駆使し、日本が真剣に変革に取り組むための環境を整備します。その一環として、国家規模での協力や部門横断的な連携を促進するとともに、日豪双方の公共・民間部門からの関心を引き付け、資金援助の拡大につながるプロジェクトの支援にも力を注ぎます。

## AJIF プロジェクトの特徴

AJIF の資金提供を受けるためには、各プロジェクトは下記の基準を満たすものとします。

- 日豪二国間関係に革新的で重要な進展をもたらす、高品質な研究であること
- パートナー間の既存の協力関係や発展した協力計画を通じて、その実現可能性が明確に示されていること
- オーストラリアと日本の研究者の間で効果的な協力が行われていること（確立された関係や財政的・その他の貢献があること）
- 現金またはその他の現物支援からの貢献が示されていること
- プロジェクトの持続性が将来の資金調達計画によって示されている
- AJIF の資金がプロジェクトの成功に不可欠であることを示す証拠があること
- ジェンダーバランス（男女比均等）など多様な参加計画を含んでいること
- 次世代の研究者や、二国間関係における思想リーダーとの関連、あるいは協力関係があること
- 両国間の相互理解と親善度を最大限に高めるため、以下の要素を含む効果的な広報活動計画が含まれていること

- 専門家以外の業界関係者や一般市民にもわかりやすく、プロジェクトの意義や成果を伝える
  - オーストラリアと日本の関係に関する、積極的且つ効果的なメディア報道やコメントを生み出す機会を創出する
  - さらには幅広く洗練された新産業と研究力を保持するオーストラリアの肯定的なイメージを促進する
- 産業、ビジネス、経済、政策、または社会への好影響が見込まれること

研究要素を持たないが、他の方法で日豪関係の強化に重点を置くプロジェクトは、オーストラリア日本基金の助成プログラムを検討することをお勧めします。詳細は以下のリンクをご参照ください。【<https://dfat.gov.au/people-to-people/foundations-councils-institutes/australia-japan-foundation/Pages/australia-japan-foundation.aspx>】

## 2024-25 年度の優先課題分野

AJIF は、これまで、科学技術、イノベーション、そして健康の分野で、オーストラリアと日本が掲げる共通の優先課題と、研究の相補性を活かしたプロジェクトに対して資金を提供してきました。本年度は以下の分野におけるプロジェクトを募集します。

### グリーンスチール推進技術

以下を含むがこれらに限らない：

- 水素ベースの直接還元
- 電気アーク炉 (EAF)
- 炭素捕集・利用・貯蔵 (CCUS)
- バイオマス還元剤利用
- 鉄鉱石の電解
- 循環型経済の実践
- スマート製造とデジタル化
- 代替製鉄技術

### フリートと物流の脱炭素化

以下を含むがこれらに限らない：

- 電気自動車 (EVs)

- 代替燃料
- フリートの最適化とルート計画
- 軽量素材
- デジタルツインと IoT
- 持続可能なサプライチェーンの実践
- 自動運転技術
- カーボンオフセット

## 新エネルギーシステム技術

以下を含むがこれらに限らない：

- 再生可能エネルギー源
- エネルギー貯蔵システム
- スマートグリッド
- グリーン水素生産
- マイクログリッド
- 高度な原子力技術
- 車両からグリッド (V2G) 技術
- カーボンニュートラル燃料

## 循環型経済と水処理

以下を含むがこれらに限らない：

- 高度なリサイクル技術
- 製品の寿命延長
- 材料革新
- 産業共生
- 膜ろ過
- 高度酸化処理 (AOP)
- 生物処理
- ゼロ液体排出 (ZLD)
- スマート水管理

## コミュニティのデジタル化

以下を含むがこれらに限らない：

- スマートインフラ
- スマートヘルスとウェルビーイング
- スマートエネルギー管理
- スマートモビリティソリューション
- データ駆動型意思決定
- デジタル文化および教育資源

## 温室効果ガス (GHG) 削減技術

以下を含むがこれらに限らない：

- グリーン水素
- 公共交通の電化
- メタン排出削減技術
- 低炭素材料
- 高度なバイオ燃料
- 原子力エネルギー
- カーボンファーミングと土壌隔離
- 直接空気捕集 (DAC)
- カーボンニュートラル合成燃料
- 森林造成と再森林化

## 鉱業における効率改善

以下を含むがこれらに限らない：

- 自動化とロボティクス
- リアルタイムデータ分析とモニタリング
- エネルギー効率と最適化
- 高度な鉱山計画とシミュレーション
- デジタルツイン技術
- 高効率な分離および処理技術
- 廃棄物削減とリサイクル
- 改良された爆破掘削技術

## グリーンマリタイム推進技術

以下を含むがこれらに限らない：

- 風力アシスト推進

- 電化およびバッテリー技術
- 港湾電力供給（コールドアイロン）
- 高度な船体設計
- 船舶での炭素捕集および貯蔵（CCS）
- ゼロエミッション港
- バラスト水処理システム
- ローエミッション船舶設計

## 資格

応募は、必ず代表申請者一名が行わなければなりません。

また、代表申請者は、日本またはオーストラリアのいずれかに所在する以下の団体に所属している必要があります。

- 研究機関
- 大学
- 登録慈善団体などの非営利団体
- 大学以外の教育機関
- 政府機関
- 企業

パートナーは以下のいずれかの団体である必要があります。

- 研究機関
- 大学
- 登録慈善団体などの非営利団体
- 大学以外の教育機関
- 政府機関
- 企業

## 日豪パートナーの必要性

本助成金は、オーストラリアと日本のパートナーシップの促進を目的としています。代表申請者は、研究機関、大学、慈善団体、非営利団体、政府機関、または企業として、オーストラリアまたは日本に拠点を置く必要がありますが、申請にあたっては相手国に所在する1つ以上のパートナーとの協力関係を証明することが求められます。

なお、申請に参加できるパートナー数に制限はありません。

複数の団体によるコンソーシアムからの申請も可能ですが、各パートナーは上記のいずれかの適格団体である必要があります。

## 産業パートナーシップの要件

本助成金は、研究機関と産業パートナー間の研究パートナーシップを促進することを目的としています。申請には、必ず少なくとも1つの産業パートナーが含まれている必要があります。代表申請者は、通常、産業パートナーではありません。

本プログラムにおける「産業パートナー」とは、大学以外の法人、政府機関、非営利団体、その他の非大学団体を指します。

法人がパートナーとなる場合、AJIF 助成金は次の目的には使用できないことにご注意ください：

- 既に商業的に成立している活動
- 申請者に商業的優位を与える活動（例：申請者自身のビジネスの宣伝）

## 助成金が適用される使途

以下の場合に助成金を使用することができます。

- 申請時に提出されたプロジェクト活動費用

また、契約時に合意した以下の予算項目にも使用できます。

- エコノミークラスの航空券(国内及び海外)、宿泊施設費用（適切価格）出張時の食費及び交通費
- 通信費用及び通訳費用
- 研究結果を発表するために開催するイベントの施設使用料及びケータリング費用、
- 広告、プロモーション、デザイン、撮影、及び印刷にかかる費用
- カンファレンス、ワークショップ、及び各種会議にスピーカーとして参加するための費用（一人限定）
- AJIF が同意したプロジェクトに直接関わる費用 例：必要機材、研究アシスタント及び期間契約の若手研究員の給料
- 助成金契約の詳細に定義された適格な助成活動

## 固定費

非営利団体の申請者及びパートナー（登録慈善団体、非営利団体、大学、政府機関）は、固定費をプロジェクト費用の一部として組み込むことが許可されています。AJIF から支払い可能な諸経費の額は、予算全体の 25% までです。

## 助成金が適用されない用途

以下の場合には、助成金を使用することができません。

- 費用の遡及的な払い戻しまたは頻発的活動への資金
- 商業的権利により、既に実行可能な活動
- 申請者に商業的利益をもたらす活動（例：申請者自身のビジネスの宣伝）
- 助成金申請書または関連文書の作成に関して発生した費用
- 上記に記載されている事項以外のカンファレンスや会議に出席する際の移動経費および宿泊費用

## 選定基準

1. **妥当性**：AJIF の戦略的目標との整合性
2. **重要性**：日豪関係における貿易、投資、政策、社会的側面に貢献する成果を実証できる可能性
3. **イノベーション**：研究の独創性、イノベーションへの貢献、知識の向上
4. **業績**：メンバーの研究経験レベル及び実績
5. **ネットワーク**：産官学の新しいネットワークやリンクの構築、または研究活動において、乗数効果を生み出す可能性
6. **持続性**：助成期間終了後の継続的な活動見込み
7. **多様性**：ジェンダーバランスを達成するための取り組みや、若手研究者および関連する少数派グループを含む、多様な研究グループを構成するための努力
8. **共同貢献**：提携機関または他の研究助成団体からの金銭的または金銭以外（データや機器へのアクセス、協力者による調査時間の提供など）の具体的な貢献内容の提示。

## 助成額および条件

助成金の申請額は、1プロジェクトにつき AUD\$50,000 から AUD\$250,000 の範囲内となっております。理事会は、選定基準を大幅に満たす、または超えるプロジェクトに対して、申請額を超える金額を授与する権利を有し、また、申請額を下回る金額を授与する権利も留保します。

## 助成金授与の条件

助成金は、一人の代表申請者に対して支給されます。代表申請者は、代表機関およびパートナー機関の方針に従い、助成金をパートナーに分配することができます。

企業への資金使用には制限があるため、企業パートナーへの直接の資金移転は想定されていませんが、代表機関は共同研究のための旅行費用など、産業パートナーの一部経費をカバーするために資金を使用することができます。

助成金の期間は通常1年間ですが、費用が発生しない12ヶ月までの延長が認められる場合があります。助成金の最大完了期間は24ヶ月です。

同一の申請者またはコンソーシアムに対する複数年にわたる助成は、通常考慮されません。

同一の申請者やコンソーシアムに対する連続した助成は稀であり、最初の助成期間中に非常に優れた成果を示す証拠が必要です。

助成金受領者は、プロジェクトが実施される管轄地域の法律および代表機関とパートナー機関の内部規則に従う必要があります。

AJIF は、既存の研究成果や助成プロジェクトから生じた知的財産権について一切の権利を主張しません。

助成金受領者は、選考基準に基づきプロジェクトの進捗および成果について年次報告を行う義務があります。

## 選定プロセス

最適なプロジェクトを発掘しサポートするために、以下の2段階プロセスを通じてプロジェクトを選定します。

## 1. Expression of Interest (関心表明) (6 週間):

- 関心のある代表申請者は、オンラインシステムを通じて申請書を提出する必要があります。この第一段階では EOI セクションに記載された必要情報を提出することが求められます。
- 提出された関心表明 (EOI) は、プロジェクト概要、及びその他の必要情報に基づいて選考基準に照らして審査されます。
- EOI ステージで選ばれた申請者は、次の選考プロセスへ進むよう招待されます。

## 2. 詳細な提案書の提出 (2 週間):

- EOI 審査で選ばれた申請者には、より詳細な申請書の提出が求められます。
- この本申請には、方法論、期待される成果、影響評価を含む詳細なプロジェクト計画が必要となります。
- さらに、申請者は詳細な提案を裏付けるために、より詳細な全体予算とその正当性を示す説明書を作成する必要があります。
- これらの詳細な提案書は、AJIF 選考委員会によって審査され、必要に応じて外部審査を依頼することがあります。委員会の推奨事項は AJIF 理事会で検討されます。
- 最終的な助成金受給者の選定は、AJIF 理事会によって行われます。

## 申請方法

応募者は、オンラインで Expression of Interest に記入してください。新しい助成金の申請書へのリンクは、<https://www.australiajapaninnovation.org/2024-2025-applications-eoi> をご参照ください。応募には下記の情報が必要です。

- 選択基準への回答を含むプロジェクト概要
- 助成金の使用目的の概要
- すべての記載されたプロジェクトパートナーが参加に同意していることの宣誓
- 代表申請者及びパートナーの詳細